

Title	山口房司著, 『南北戦争研究』
Sub Title	Fusashi YAMAGUCHI, The Civil War in the United States : a constitutional study
Author	松本, 典久(Matsumoto, Fumihisa)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.2 (1986. 9) ,p.137(253)- 142(258)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860900-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

批評と紹介

山口 房司 著

『南北戦争研究』

松本典久

およそ八〇〇頁に及ぶこの大著は、博士論文として同志社大学に提出・受理されたもので、文字通り著者（＝塾員、三六年卒）半生の研究成果を集大成したものである。題名は「南北戦争研究」とあるが、内戦そのものを記述したのではなく、内戦に至る——特に内戦前一五年間の——経緯、及びその原因を憲政史的に扱ったものである。南北戦争の原因については、これまで政治、経済、文化、宗教などの観点から様々な解釈がなされているが、いずれも十分ではなく、むしろそれを奴隷制をめぐる南北双方の法律論争ないし憲法論争として捕えた方が有効ではないか、というのが著者の立場である。ただ奴隷制をめぐる憲法論争と言っても、南部の奴隷制そのものや北部のアポリシヨニズムをめぐってなされたのではなく、むしろその発端となったのは准州（テリトリー）への奴隷制拡大という言葉の側面的問題だったという。というのも、(一)正面きって奴隷制をとりあげること、それまでの妥協の精神を無視することになり、それにより南北双方の全面对決にもなりかねなかった、(二)

更に重要なことは、合衆国は連邦・州・准州という三つの要素から成っているながら、主権者（連邦かそれとも州か）及び准州の地位・権限等に関して明確な記載がなかった——からである。折から合衆国は飛躍的な領土拡張期に入りつつあった。新領土内への奴隷制拡大をめぐり、南北双方が独自の——そしてそれぞれに正当な——憲法論を展開した為、ついには妥協という伝統的な選択肢が失われ、武力衝突へと至ったのである。

以下、順を追って各章の内容を簡単に紹介する。

第一章「展望」——ここでは歴史的な観点から様々な南北戦争（原因）論が検討され、それを踏まえた著者の方法論（アプローチ）が提示される。即ち、奴隷主叛乱説（北部側の論理）や北部資本家搾取説（南部側の論理）、更には南北政治家による計算違い説などは、いずれも一面では真理をついているが、欠落した部分も多く、単独で中心論とはなり得ない。それに対して、西部テリトリーへの奴隷制拡大を主要原因とする説は、あまり実質的な裏付けを持たず、一見非現実的なもののように思われるが、実はそこにすべての問題が象徴的に集約されていたのである。というのも「それこそが、そしてそののみが、合衆国憲法を尊重する人たちが、奴隷制に攻撃をかける唯一の道」だったからである。それをきっかけに奴隷制論争ははっきりとした「地域間論争」の形をとり、ひいては「ユニオンの本質」ないし「合衆国の国体」を問う憲法論争へと発展して行ったのである。ただ、その際一つ注意すべきことは、一八四五年以降、西部諸州は南部市場への経済的依存度を弱め、逆に内陸

改良や奴隸制などの問題を通して北部との結びつきを強めつつあったということである。

第二章「『明白なる天命』と地域間対立」 テリトリーにおける奴隸制という問題は、一七八七年の北西部領地条例や一八二〇年のミズーリ妥協などにより、既に解決済みと考えられていた。ところが「明白なる天命」のもと、合衆国の領土が僅か数年間で二倍近くにふくれ上がった為、再びその問題が持ち出されることとなった。その際論争の火つけ役となったのがウイルモット条項(一八四六年)である。これは、合衆国がメキシコから獲得するであろうテリトリー内の奴隸制及び(受刑者による以外の)強制労働をすべて禁じたもので、もともとはウイルモット下院議員を中心とする北部民主党の不满分子が、親南部的なポーク政権に対抗して提出したものらしいが、南北双方によって「対立のシムボル」として捕えられ、奴隸制論争を一挙にセクショナルなレベルからナショナルなレベルへと引き上げてしまった。これを境に北部反奴隸制派は、テリトリーからの奴隸制排除は合憲であるという立場をとり、一方南部の奴隸制擁護派は、国会内での地盤沈下といった事情もあり、あくまでもそれを違憲として争う構えを見せた。

第三章「ユニオンの危機」 ウイルモット条項登場を機に、奴隸制問題は理想主義的なアポリシヨニストの手を離れ、現実的な政治家の手に委ねられることとなった。同時に論戦の舞台も、国会及び党活動・選挙戦へと移り、次第に「地域間闘争」の現実が明らかになってゆく。例えば北部においては「奴隸主

権力」に反対する自由土地党の進出があり、南部においては南部統一党結成への動きなどがあった。そうした状況をそのまま持ち込んだのが第三一国会である。そこで行われた「大論戦」の背景には大別して以下四つの立場があった——(一)「南部権益論」や「分離論」を掲げる南部急進派(「猪突派」)の立場、(二)「合衆国憲法より高次元の法」の存在を説く北部急進派の立場、(三)南部の権益を守りつつ、地域間均衡を計ろうとするカルファーンの立場、(四)ウイルモット条項を排し、南北双方より譲歩を引き出そうとしたクレイロウウェプスターの立場。このうちユニオン救済を最優先に考え、建設的に南北の妥協を計ろうとしたのは第四の立場である。

第四章「一八五〇年妥協とその原理」 一時は不調に終るかに思われた南北の妥協も、ようやく十三人委員会設置の運びとなり、そこで所謂「オムニバス・ビル」が作成された。これは、カリフォルニアの自由州としてのユニオン加盟、住民主権原理によるユタ及びニューメキシコ准州組織法の制定、コロンビア特別区における奴隸交易の禁止、より効果的な逃亡奴隸法の制定などを骨子とするもので、一括法案としては国会で否決されたが、ダグラスの機転もあり、個々の法案として審議・可決された。ただその際、以下の二点が問題点として残された——(一)テリトリー内の住民主権が行使されるのはどの段階においてか(准州組織の段階かそれとも州昇格の段階か)、(二)連邦政府はテリトリー内の財産権(奴隸)を保護すべきか、それとも(既存の奴隸州を除き)「合衆国のいかなる地であれ奴

隷制を設立する合憲的権能はないのか。」結局この問題は裁判所の判断に委ねられ、国会では事実上棚上げされることとなった。

第五章「政界の再編成と新党の誕生」——ここでは一八五〇年代半ばの二大政党制の崩壊と、共和党誕生の背景が扱われる。それまで二〇年ほどは、民主党もホイッグ党も所謂「超地域的原理」に基き、「地域間闘争」を「全国的競合」というより大きな枠組みの中に封じ込めてきた。ところが隷制論争の激化と共に地域間の対立が顕著となり、枠組みとしての二大政党制の機能は急速に低下していった。特に北部においては、反カトリック的なネイティヴィズムを掲げるノーナッシング党が急速にその勢力を拡大した結果、ホイッグ党が大幅に支持基盤を失うこととなり、事実上二大政党制は崩壊した。ほぼ同じ頃（一八五四年）、カンザス・ネブラスカ法に反対する新党——共和党——が結成され、北部の反奴隷制派勢力を糾合して急成長をとげた。同党はまた、程なく分裂したノーナッシング党北部派（ノース・アメリカン）の支持をとりつけるべく、移民問題に関して懐柔的な政策をとった為、結果的に「ネイティヴィズム最小、反奴隷制主義最大」の形で「ネイティヴィスト」反奴隷制派連合」が成立した。その意味で、ノーナッシング党はホイッグ党から共和党への橋渡し役を演じたことになる。

第六章「政党と黒人奴隷制問題」 共和党は反奴隷制政党として、奴隷制は悪しき制度——それ故に拡大を阻止され、窮極的には消滅されるべきもの——という建前をとっていたが、実

は積極的に黒人の権利を擁護しようというのではなく、テリトリーから黒人（奴隷たると自由人たるとを問わず）を排除して、「リリー・ホワイト」の地を築こうとしていたのである。同党内に「コロナイゼーション計画」（解放された黒人をアフリカへ移送する計画）があったのもそのことを示す一つの好例である。同党はまた南部を攻撃する際にも、奴隷制そのものよりも、「オステンド・マニフェスト」「流血のカンザス」「サムナー殴打事件」などに見られる「奴隷主権力」の横暴さに目標を定めていた。一方与党民主党内においても、テリトリーでの奴隷制をめぐる大きな対立が起りつつあった。ブキャナン大統領がカンザスの奴隷制擁護派レコンプトン政府に一方的な支持を与えた為、これが党は住民主権原理への背信であるとして、北部の指導者ウォーカーやダグラスから激しい批難を受けたのである。これ以降、民主党内でも南北の対立が次第に鮮明になってゆく。

第七章「法の抵触——逃亡奴隷法と人身自由法」 一八五〇年大妥協の際に成立した新逃亡奴隷法は、ユニオンの絆を守るものとして当初は南北双方の指導者達から歓迎された。しかし同法は、逃亡容疑者に通常の裁判権を認めていないばかりか、容疑者逮捕の際には、連邦保安官に市民の協力を命ずる権限を与えていた。つまり、奴隷主の「財産権」を守る為に、「市民的自由権」や「法の適正なる手続」更には「陪審裁判の保証」までも侵犯していたのである。この点をめぐって、始めはアボリションистの間で、一八五四年以降は一般市民も交えて、激しい

抗議運動が起り、その結果北部諸州で種々の人身自由法が制定された。このことは、連邦法たる逃亡奴隷法に州法たる人身自由法が挑戦したことを意味するもので、一時的にしる、分離という州権論をふりかざす南部とユニオン主権論を掲げる北部の立場が逆転したことを示している。

第八章「拮抗する憲政論」一八五七年のドレッド・スコット判決は、単に一奴隷の身分やその提訴権を定めたばかりではなく、合衆国憲法に関する一つの重大な解釈を含んでいた。即ち「国会が奴隷制を禁止するのは法の適正なる手続を侵犯して奴隷主の財産財を奪うものだ」として、ミズーリ協定が違憲と宣せられたのである。民主党南部派はこれを南部州権論の合法的勝利だとして歓迎し、一方共和党は奴隷主権力の横暴だとして激しく抗議した。また民主党北部派の指導者ダグラスも自ら唱える住民主権論を否定されたことになり、共和党及び民主党南部派を相手に苦しい対応を迫られていた（リンカーン・ダグラス論争はそうした背景のもとで行われたのである）。結局ダグラスは、原則的にその判決を受け入れたものの、奴隷制は「非友好的な立法」によりテリトリーから排除できるといふ「フリーポート原理」を主張し、デイヴィスを中心とする民主党南部派との対立を深めてゆく。

第九章「共和党大統領の出現」——ここでは一八六〇年の大統領選挙を中心に、民主党の分裂と共和党大統領リンカーン選出の経緯が論じられる。連邦政府による奴隷制の積極的擁護を主張するデイヴィスと、あくまで住民主権の原則に立って南北

双方の宥和を計ろうとするダグラスとの間には、既に決定的な亀裂が生じていた。それが民主党の分裂という形で現われるのは一八六〇年の党大会においてである。まずチャールストン大会で低南部州が、ついでボルチモア大会で境界州が退場——ここにおいて合衆国に残された唯一の全国政党は消滅する。一方新生共和党は、反奴隷制を旗頭にしてはいたものの、内部には関税、ホームステッド、内陸改良、ネイティヴィズムなど利害の異なる様々な問題をかかえており、候補者の人選も容易ではなかった。結局、本命視された有力指導者達が次々と退けられた後、「党内のどの派も賛成を示すほど十分に中道的であった」リンカーンが最も「利用価値の高い」候補者として指名されたのである。選挙の結果は、北部で過半数の得票をしたリンカーンの勝利に終るが、反リンカーン票は北部で四六パーセント、南部では九八パーセントに達していた。

第十章「旧南部分離運動と北部の対応」確かに南部は州権論や北部の反奴隷制派への憎悪という点では共通の基盤を有していたが、分離にはむしろ消極的で、選挙の際には分離派ブレッキンリッジよりも連邦派ダグラス及びベルにより多くの票を投じていた。ところが反奴隷制派候補リンカーンの当選により、それまでの経済的不満（北部資本による搾取）や人種的な不安（潜在的な黒人暴動への恐怖）が一挙に爆発し、サウスカロライナを先頭にまず低南部諸州の分離が始まった。リンカーンは始め、分離は南部人民の真意を反映するものではなく、南部ユニオン派への適切な呼びかけによって「自発的復帰」が可能だ

と考えていた。ただ彼は、奴隷制拡大阻止及びユニオンの不可分性という二点については始めから断固とした姿勢をとっており、その姿勢を貫く為には武力に訴える可能性も敢えて否定しなかったのである。

第十一章「南北戦争の二元的性格」 仮に北部の言うように南北戦争が合衆国に対する叛逆ないし謀反だったとすれば、合衆国憲法第三条三節により、その主謀者及び協力者は叛徒として極刑に処されねばならない。他方南部の言うようにこれが独立した二国間の戦争であったとすれば、南部に対して国際法上の交戦権や戦争捕虜の権利、更には条約締結権なども認められねばならない。戦争期間中ユニオン政府は、公式の立場としては「内戦論」をとり続けるが、実際問題としては南部側に外交権を除く殆どすべての権利を認めていた。その意味でこの戦争は、内戦という形態をとった国際戦争といえることができる。また、勝敗の行方を左右すると言われた英国による南部連合の承認は、少なくとも以下四つの理由で実現しなかった——(一)英国外交史上、交戦中のある国に対して独立の承認を与えたという前例がなかった、(二)英国経済は合衆国北部及び西部との結びつきを強め、南部原棉に対する依存度を低下させていた、(三)南部連合が一八六三年以降の戦闘で劣勢に立たされていた、(四)奴隷解放宣言を契機に英国国内でも反奴隷制感情が高まった。戦後処理は純粋に国内問題として扱われ、それにより合衆国の真の統一が達成されたのである。

最後に「結語」において、南北戦争が詰まるところ、奴隷制

をめぐっての二つの憲法論の衝突であったことが確認される。即ち、分離した南部連合は奴隷制と州権論を除き、合衆国憲法とほぼ同一の憲法を制定しており、ユニオン側は一八六九年最高裁の判決において、連合規約及び合衆国憲法前文に基く「恒久的なユニオン」説を貫いているからである。(ただ皮肉なことに、解放された黒人達は「かつて奴隷であった時期よりも遙かに少ない支持者を北部で見出す羽目になる。」)

以上見たように、著者の議論は綿密かつ正確で、冒頭にかかげられた論題——南北戦争はテリトリーへの奴隷制拡大をそもそもその発端としており、それが何よりも合衆国の(憲法上の)主権者を問う戦いであったということ——を余すところなく論じている。憲政史というアプローチ(方法論)もユニークであり、またその有効性も見事に証明されている。確かに従来の経済論や文化論の立場からすれば、多少物足りない面も残るかも知れない。例えば、著者は一八四五年以降、西部経済が南部よりも北部経済との結びつきを強めたということには言及しているが、丁度同じ時期に、北部(ないし合衆国)経済が南部依存型から独立型(ないし南北南立型)へと変わっていったことについては触れていない(その点の理解がなければ、何故北部資本家が南部との戦争突入を容認したかについて、十分な解答が得られない)。また著者は奴隷制論争の持つ道徳的側面にそれほど関心を払っていないが、実はこの問題をめぐっても、聖書、ギリシャ哲学(主としてアリストテレス)、近代啓蒙思想家等々の論を援用しての華々しい論戦があったのである(この点につ

いては最近のデイヴィド・デイヴィスなどの研究が詳し(い)。ただ筆者の立場はあくまで憲政史家としてのそれ(『三田評論』四月号、「研究余滴」参照)であり、右に述べたようにその有効性は十分に実証されている。久しぶりに大きな研究に遭遇したという喜びと、これが日本人の手によるということに対する畏敬の念を禁じ得ない。

(啓文社 八〇〇〇円)

訂正

第五五卷第四号

表紙及び一五四頁

尊経閣文庫所蔵『外記補任』補訂↓
尊経閣文庫所蔵『外記補任』の補訂

執筆者紹介

村山 光一 慶應義塾大学文学部教授

大浦眞紀子 慶應義塾大学文学部卒業

阿部 祥人 慶應義塾大学文学部専任講師

野口 周一 筑波大学大学院歴史人類学研究科博士課程在学

学

吉武 憲司 慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程在学

中野 高行 同

松本 典久 慶應義塾大学文学部助教授